2　平成二十三年九月十日以前の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

一　平成18年9月11日以降に発行された物価連動国債の場合

平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数
平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

二　平成18年9月10日以前に発行された物価連動国債の場合

平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数
平成12年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

×

平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成18年9月10日における適用指数
平成12年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成18年9月10日における適用指数

○財務省告示第二百八十八号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第四十六条の二の規定に基づき、同条の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（平成二十二年四月財務省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

財務大臣　野田　佳彦

食料安定供給特別会計の項を削る。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）の施行に伴い、及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成十九年十一月三十日財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十三年九月一日から適用する。

平成二十三年九月一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

三の1のハ中「各地方農政事務所等」を「各地方農政局等」に改める。

○文部科学省告示第百三十五号

平成二十四年度科学研究費補助金（特定奨励費）における事業計画調書の提出期限等を次のように告示する。

平成二十三年九月一日

文部科学大臣　髙木　義明

一　対象

学術研究諸団体（科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）第二条第一項第四号に定めるもののうち、一般社団法人又は一般財団法人）が行う事業のうち、次に掲げるもの

㈠　学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業

㈡　長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

二　事業計画調書の提出期限

平成二十三年十一月十日（木）

三　問い合わせ先及び事業計画調書の提出先

文部科学省研究振興局学術研究助成課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、郵便番号一〇〇―八九五九）

電話番号　〇三―五二五三―四一一一（代表）

○厚生労働省告示第三百十号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十四の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

題名中「第一条の三十三」を「第一条の三十四」に改める。

第一項中「第一条の三十三」を「第一条の三十四」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、第二項中「認められる者」の下に「並びに要保護児童（児童福祉法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者」を加え、「同項第一号」を「前項第一号」に改め、第三項中「第一条の三十六第一号」を「第一条の三十七第一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百十一号

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十二条の二、第二十七条の二、第四十二条の二、第七十五条の二及び第八十一条第二項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準第二十二条の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会を次のように定める。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

児童福祉施設最低基準第二十二条の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会

1　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十二条の二、第二十七条の二、第四十二条の二、第七十五条の二及び第八十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者は、同令の次の表の条項の欄に掲げる規定に応じ、それぞれ同表の研修機関の欄に掲げる者とする。

条項	研修機関	
	名称	主たる事務所の所在地
第二十二条の二第一項及び第二項	全国乳児福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第二十七条の二第一項及び第二項	全国母子生活支援施設協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第四十二条の二第一項及び第二項	全国児童養護施設協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第七十五条の二第一項及び第二項	全国情緒障害児短期治療施設協議会	滋賀県彦根市鳥居本町千五百八十六
第八十一条第二項	全国児童自立支援施設協議会	大阪府柏原市高井田八百九の一

2　児童福祉施設最低基準第二十二条の二第一項第四号、第二十七条の二第一項第四号、第四十二条の二第一項第四号及び第七十五条の二第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習会は、次の表のとおりとする。

講習会	実施機関	
	名称	主たる事務所の所在地
社会福祉施設長資格認定講習課程	社会福祉法人全国社会福祉協議会	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号